

三 島 市 長 豊 岡 武 士 様  
三 島 市 議 会 議 長 堀 江 和 雄 様

三島市監査委員 今 井 信 義

三島市監査委員 川 原 章 寛

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により、令和6年度定期監査（第1号）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 監査の対象

財政経営部 財政課、公共財産保全課、課税課、市税収納課

2 監査の期間

令和6年9月30日から令和6年10月16日まで

3 監査の方法

監査対象部課等において執行された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料に基づき審査するとともに事情聴取を行った。

監査に当たっては、三島市監査基準に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるかを主な着眼点として監査を実施した。

4 監査の範囲

令和6年4月1日から同年8月31日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査した。

## 5 監査結果

監査を実施した範囲については、関係法令等に準拠しており、適正に処理されているものと認めた。

当該監査結果における指摘事項及び意見・要望は、次のとおりである。

### (1) 共通事項

【指摘事項】

【意見・要望】

令和6年度定期監査全日程終了後に、別途報告する。

### (2) 個別事項

#### ア 財政課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

##### (ア) 財務事務管理の統制について

各課における財務事務の誤りは、職員の業務に対する知識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック体制が十分に機能していないことに要因がある。定められたルールに基づいた事務手続きを職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミスによるリスクを認識させ、確認すべき事項を定型化するなど財務事務管理の統制を徹底されたい。

##### (イ) 補助金の効果に関する検証について

補助事業を実施するにあたっては、計画に対する目的の達成状況や補助金の効果を適正に評価する必要がある。財政課においては各課の作成した補助金評価シートをもとに、市が担う領域であるか、終期を見据えた計画となっているか、制度創設時の目的を達成し役割を終えていないか等の視点で客観的に検証し、必要に応じた改善の指導に努められたい。

#### イ 公共財産保全課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

##### (ア) 公共施設保有量の適正化について

三島市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の集約、複合化、適正配置を念頭に置き借地の解消に努める等、将来の経費削減を図り、公共施設を最大限に有効活用し保有量の適正化を推進されたい。

(イ) 包括管理業務委託導入後の効果検証について

包括管理業務委託が導入され2年目を迎え、統一的な視点による維持管理を行うことで、維持管理水準の向上や業務の効率化、将来的なコストの低減等、期待された効果が現状得られているかの検証を行い、今後の運用に反映されたい。

ウ 課税課・市税収納課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】 税務業務へのRPAの導入について

RPAの導入は業務プロセスの改善や時間短縮、ヒューマンエラーの削減が実現され、税務業務効率を向上させる効果をもたらすことから、他の自治体の導入事例等を参考に費用対効果の観点から検討し、税務事務の効率化や納税者の利便性向上に向けた取組となるよう引き続き推進されたい。